

諮問庁：秋田県公安委員会

諮問日：令和6年3月1日（諮問第43号）

答申日：令和6年8月6日（答申第43号）

事件名：一時停止違反切符に係る保有個人情報の開示をしない旨の決定に対する審査請求に関する件

答 申

第1 審査会の結論

秋田県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、2022年5月30日発行の一時停止違反切符（審査請求人に関わる交通事件原票）（以下「本件対象情報」という。）について、令和5年7月25日付け保有個人情報の開示をしない旨の決定処分（以下「本件処分」という。）において全部を開示しないこととしたことは妥当である。

第2 諮問に至る経緯

1 開示請求の内容

審査請求人は、令和5年7月10日、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定により、実施機関に対し、2022年5月30日発行の一時停止違反切符についての開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、令和5年7月25日、上記1の開示請求に対し、法第82条第2項の規定により、本件処分を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和5年9月15日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として審査庁（秋田県公安委員会）に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

秋田県公安委員会は、令和6年3月1日、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により、本件審査請求について、秋田県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件対象情報に関して実施機関が行った本件処分について、その取り消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

- (1) 違反切符の開示請求を行った後、決定書類が届いた。
- (2) 秋田県警本部は、法第124条第1項に規定する「刑事事件に係る保有個人情報」であるためとしている。
- (3) しかしながら、開示を求める書類の控えは発行されたが、紛失したために請求したものであり、(2)の理由には該当しない。
- (4) 本件処分により、審査請求人は真実を確認し改めて法律を厳守しようとする者の意図を侵害されている。
- (5) 以上の点から本件処分(開示しない決定通知)の取り消しを求めるため、本審査請求を提起した。

第4 実施機関の説明の要旨

実施機関は、本件対象情報について開示をしない旨の決定を行った理由を次のように説明している。

1 本件処分の理由について

開示請求のあった対象は、法第124条第1項に規定する「刑事事件に係る保有個人情報」であり、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第53条の2第2項に規定する「訴訟に関する書類」に該当することから、法第5章第4節(開示、訂正及び利用停止)の規定は適用されないため。

2 審査請求の理由に対する弁明について

- (1) 「不開示の理由について法第124条第1項に規定する「刑事事件に係る保有個人情報」としているが、控え(交付された「交通反則告知書・免許証保管証」。以下、この項において「交通反則切符」という。)を紛失したために請求したものであり、同法の規定には該当しない。」について

ア 個人情報の保護に関する法律について

- (ア) 個人情報開示の適用除外であること

法第124条第1項では、同法第5章第4節(開示、訂正及び利用停止)の規定は、「刑事事件」若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報については適用しないと規定している。

- (イ) 道路交通法違反が刑事事件となるか否かについて

交通反則告知制度は、道路交通法(昭和35年法律第105号)違反のうち、比較的軽微で明白、定型的なものを反則行為とし、反則金を納付したときは、その反則行為について刑事訴追されず、納付がなければ刑事手続が進行する。判例では、反則行為は、本来犯罪を構成する行為であり、その成否も刑事手続において審判されるべきものである(昭和57年7月15日、最高裁)とされ、道路交通法違反事

件は、あくまでも刑事事件である旨判示されている。

以上から、道路交通法違反は、刑事事件と認められることから法律上、個人情報開示の適用除外になると判断される。

イ 刑事訴訟法

(ア) 個人情報開示の適用除外について

刑事訴訟法第53条の2第2項では、「訴訟に関する書類」については、法第5章第4節の規定（開示、訂正及び利用停止）は適用しないと規定している。

(イ) 交通反則切符が「訴訟に関する書類」に該当するかどうかについて

a 「訴訟に関する書類」の意義

「訴訟に関する書類」とは、「被疑事件・被告事件に関して作成又は取得された書類」とされ、検察官、公判（ママ）に提出された証拠書類のほか、捜査段階で作成される捜査書類も含まれると解される。（内閣府情報公開審査会平成14年5月24日答申）

b 「訴訟に関する書類」の該当性

交通反則切符は、刑事事件である道路交通法違反の違反日時、違反場所、違反事項・罰条等具体的な内容が記録されたものであって、当該違反に係る被疑事件の捜査書類として作成したものであることから、刑事訴訟法第53条の2第2項に規定する「訴訟に関する書類」に該当すると認められる。

以上から、交通反則切符は「訴訟に関する書類」と認められることから法律上、個人情報開示の適用除外になると判断される。

ウ 交通反則通告手続終了後の交通反則切符について

本件では、開示請求者は既に反則金を納付しており、交通反則通告手続は終了している。このように今後、裁判とならないとしても交通反則切符が「訴訟に関する書類」に該当するか否かについては、仮に反則金の納付によって審査請求人が公訴の提起を確定的に免れていたとしても「訴訟に関する書類」であることに変わりはない。（令和2年8月10日、審査請求、栃木県）と判示されており、交通反則通告手続終了後であっても、交通反則切符は「訴訟に関する書類」に該当する。

(2) 「真実を確認し改めて法律を厳守しよう」と志す者の意図が侵害されている。」について

本件違反場所について、請求人の意図する違反場所が実際に違反した場所と異なっていることから取扱い警察署の担当者及び本部担当者が、説明しているが「切符の違反場所をすり替えられたのではないか」等と申し立て納得が得られなかった。電話での説明のほか、地図上で緯度経度を示し説明することも提案したが、これにも応ぜず個人情報の開示請求を

希望したことから、同手続についても懇切丁寧に説明するなど可能な限り便宜をはかり、請求人の意向に沿う対応をしており、法律を遵守しようとする者の意思を侵害しているものではない。

3 結論

上記のとおり、本件処分は適法、正当であり、本件処分の取り消しを求めることに、その理由は認められない。

4 口頭意見陳述での説明

開示請求の前に審査請求人と何度か電話でやり取りをしており、違反場所が違うのではないかと、交付された青い切符は紛失してしまったので、正しい違反場所が分からないということであった。切符に記載された違反場所が間違っていたのではないかとということで、切符を見せてくれという話をしていたため、交通事件原票には、現場の地図と審査請求人の違反に対する言動が記載されており、当該違反事実に係る詳細な情報が記載されていることから、対象情報を交通事件原票と特定した。

審査請求人が紛失した書類については、既に審査請求人に交付しているため保有しておらず、写し等も存在せず、また、違反場所の地図等も記載されていないため、請求の趣旨からして、違反場所の所在地と図面が記載されている交通事件原票を開示請求の対象であると解釈し、今回の判断をした。

交付したものと交通事件原票は異なるものであるということについて、説明や審査請求人の認識の確認はしていない。実施機関が保有しているものについては、開示の対象外になると説明はしている。

第5 調査審議の経過

- 1 令和6年 3月 1日 諮問の受付
- 2 同 年 4月16日 審議
- 3 同 年 5月21日 実施機関による意見陳述
- 4 同 年 6月28日 審議
- 5 同 年 8月 6日 審議

第6 審査会の判断の理由

1 本件対象情報の特定について

(1) 本件開示請求において審査請求人は、2022年5月30日発行の一時停止違反切符についての開示請求を行った。

ここでいう違反切符とは、道路交通法に違反する行為のうち比較的軽微なものである反則行為が認められた場合にその事件処理のために作成されるもので、①交通反則告知書・免許証保管証（通称「青キップ」）、②交通事件原票、③交通反則通告書、④交通反則事件引継書、⑤交通法令違反事件簿、⑥取締り原票、で構成される6枚複写の様式である。このうち

①交通反則告知書・免許証保管証は違反者に交付され、2枚目以降は実施機関が保有する文書となるものである。

(2) 実施機関は、本件処分において、当該違反切符のうち6枚複写の2枚目である交通事件原票を対象情報として特定したものである。

実施機関は、口頭意見陳述において、審査請求人が紛失した書類（交通反則告知書・免許証保管証）については、既に審査請求人に交付しているため保有しておらず、写し等も存在せず、また、違反場所の地図等も記載もされていないため、開示請求の趣旨からして、違反場所の所在地と図面が記載されている交通事件原票が開示請求の対象であると解釈し、本件の判断をした旨説明している。

(3) 当審査会が実施機関の保有する本件処分に係る一時停止違反切符(2枚目から6枚目)を検分したところ、交通事件原票表面の上部には、告知日時、告知・交付者の所属、階級等及び氏名、(1)違反者氏名、性別、生年月日、職業、住所、免許証、電話番号、(2)違反車両、(3)違反日時、(4)違反場所、(5)違反事項・罰条、(6)反則行為の種別、(7)反則金相当額、(8)出頭日時・場所、免許証保管の有無の各欄に係る情報が記載されていること、同票表面の下部には、道路交通法違反現認・認知報告書として告知・交付者の所属、階級等及び氏名、供述書の審査請求人氏名の自署と指印に係る情報が記載されていること、同票裏面には、違反場所の図面と特記事項(審査請求人の違反に対する言動を含む。)に係る情報が記載されていることが確認できた。なお、交通事件原票表面の上部に記載されている各情報は複写式となっており、2枚目の交通事件原票から6枚目の取締り原票までの各表面には共通した情報が記載されている(ただし、(6)反則行為の種別及び(7)反則金相当額に係る情報は2枚目(交通事件原票)と3枚目(交通反則通告書)のみ記載されている。)

(4) 本件対象情報の特定に際しての実施機関の対応について見ると、審査請求人は、交付された書類を紛失したために開示請求をした旨主張しているところ、実施機関は、審査請求人との開示請求前の段階でのやり取りにおいて、実施機関が保有している文書が開示請求の適用除外になるものであることは伝えているものの、審査請求人に交付された交通反則告知書・免許証保管証自体の写し等を保有していないことを審査請求人に伝えておらず、実施機関が審査請求人の求める文書等について十分な確認を行ったとは言い難いところである。

もっとも、実施機関において、開示請求書の記載やそれまでのやり取りから審査請求人が正確な違反場所を知りたいとの趣旨で本件開示請求を行ったことと理解し、これに対応するものとして違反場所の所在地と図面が記載されている交通事件原票を対象と判断したことは、本件の対応

としてはやむを得ないものであって、不自然、不合理なものとは言えない。

したがって、対象情報を本件処分に係る一時停止違反切符のうち交通事件原票として特定した実施機関の判断は妥当性を欠くものではない。

2 本件保有個人情報の開示をしない旨の決定について

(1) 実施機関は、本件処分では、開示請求のあった対象は、法第124条第1項に規定する「刑事事件に係る保有個人情報」であり、刑事訴訟法第53条の2第2項に規定する「訴訟に関する書類」に該当することから、法第5章第4節（開示、訂正及び利用停止）の規定は適用されないため、保有個人情報の開示をしない旨の決定を行ったとしている。

(2) この点について審査請求人は、開示を求める書類の「控え」は発行されたが、紛失したために請求したものでこの理由には該当しない旨主張する。

審査請求人は、交付された書類は「控え」であるとの認識のもと、審査請求人に交付された書類の原本に当たる文書を実施機関が保有しており、これを開示請求する趣旨であるように思われる。しかし、上記1のとおり審査請求人に交付された書類は6枚複写である違反切符のうちの1枚目である「交通反則告知書・免許証保管証」であって、複写式の2枚目以降の書類もそれぞれ別の性質を有する書類であるから、「交通反則告知書・免許証保管証」は原本そのものであって、何かの書類の「控え」ではない。「交通反則告知書・免許証保管証」は原本を違反現場で審査請求人に交付しており、実施機関において保有していないのであるから、交付後はその写しを作成して開示することもできないものである。

このことを受けて、実施機関は上記1のとおり「交通事件原票」を本件対象情報と特定しているものであるから、当審査会は、「交通事件原票」が上記適用除外規定に該当するかについて検討する。

ア 法第124条第1項において刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報を適用除外とされている趣旨は、これらの保有個人情報は、個人の前科、逮捕歴、勾留歴等を示す情報を含んでおり、開示請求等の対象とすると、前科等が明らかになる危険性があるなど、逮捕留置者、被疑者、被告人、受刑者等の立場で留置場や監獄に収容されたことのある者等の社会復帰や更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあるからであると解される。

刑事訴訟法第53条の2第2項の「訴訟に関する書類」とは、被疑事件又は被告事件に関して作成し、又は取得された書類をいい、訴訟記録、不起訴記録、公判不提出記録等を含むものと解され、裁判所ないし裁判官の保管する書類に限らず、検察官・弁護士・司法警察職員その他の者が保管しているものも含まれると解される（大阪地方裁判所平成16

年1月16日判決)。これらに記録された個人情報、法第124条第1項の「刑事事件に係る裁判に係る保有個人情報」にも該当するものである。なお、刑の執行等に係る保有個人情報については、訴訟に関する書類に記録されているものも一部あるが、それ以外の行政文書等にも記載されているため、法第124条第1項において適用除外とする旨が明記されている。

イ 交通反則告知制度は、道路交通法違反のうち、比較的軽微であって、明白で定型的なものを反則行為とし、反則金の納付の通告を受けた者が反則金を納付したときは、その反則行為について刑事訴追されず、反則金の納付がなかったときは、刑事手続が進行するものである。反則行為は、本来犯罪を構成する行為であり、その成否も刑事手続において審判されるべきものであると解される（最高裁判所第1小法廷昭和57年7月15日判決）。

交通事件原票については、具体的な違反事実に加え、同違反事実の状況等に関する警察官等の報告及び違反者の供述が記載されるものであるから、同文書が、刑事事件である道路交通法違反事件の捜査書類として作成される書類であって、刑事司法手続に関連して作成された「訴訟に関する書類」に該当するものと解される（札幌地方裁判所平成16年7月12日判決）。また、反則金の納付によって違反者が公訴の提起を確定的に免れているものであっても、その文書の性質が「訴訟に関する書類」であることに変わりはないものと解される（同判決）。

ウ これを本件について見ると、本件対象情報の交通事件原票には、上記1(3)のとおり、審査請求人の道路交通法違反に関する違反日時、違反場所、違反事項・罰条等の具体的な違反事実や違反事実の状況等に関する警察官等の報告及び違反者の供述等に関する情報が記載されているものであって、道路交通法違反に係る被疑事件の捜査書類として作成されたものであることから、本件対象情報の交通事件原票は「訴訟に関する書類」に該当し、そこに記録された情報は「刑事事件に係る裁判に係る保有個人情報」であると認められる。

(3) 以上のことから、本件処分に係る交通事件原票は刑事訴訟法第53条の2第2項の「訴訟に関する書類」であって、同票に記録された情報は法第124条第1項の「刑事事件に係る裁判に係る保有個人情報」に該当するものであると認められることから、法第5章第4節の規定は適用されない。

したがって、本件対象情報を法の適用除外により不開示とした実施機関の判断は妥当である。

3 結論

以上により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

審査請求人のその余の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

なお、次のとおり付言する。

本件開示請求における対象情報の特定に際しては、実施機関が審査請求人の求める文書等について十分な確認を行ったとは言い難いところである。実施機関においては、必要な説明や情報提供を行った上で請求者の真意を確認するなど、対象情報の特定のために適切な対応を行うことが望まれる。

第7 答申に関与した委員

区 分	氏 名	職 名
	小野寺 倫 子	秋田大学教育文化学部准教授
会 長	面 山 恭 子	弁護士
会長代理	加 藤 謙	弁護士
	佐々木 俊 幸	弁護士
	鈴 木 明 文	秋田県医師会顧問